

家族変動とコミュニティ

野々山久也

1. 現代社会の福祉状況
2. 現代の地域社会状況
3. コミュニティ形成の必然性
4. コミュニティ形成の条件
5. 結語

1. 現代社会の福祉状況

減速経済のもとに国や地方財政における赤字ならびに歳入の減少が見込まれると、高福祉政策は「バラマキ福祉」とか、「人件費の過大化」とかということばで非難され、いまや福祉見直し論が巾をきかせている。

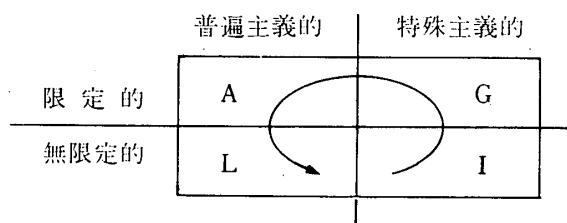
わが国における福祉政策のあり方を見直すとの必要性は、別に今日はじまったわけではない。福祉政策の対象者をときに一部の特定の個人に限定し、かれらを社会的弱者あるいは社会的落伍者として取り扱う従来のあり方が質的に問い合わせ直されずに単に量的にのみ拡大されていくという政策のあり方は、はじめから問題の根本的解決策ではなく、対象者を差別・隔離することにはかならなかったのである。

もともと、英国を中心に展開してきた福祉国家の構想は、上述のような質的な問い合わせ直をその基礎に実施してきた。もちろん、わが国の広義の一般的福祉政策についても、最低限度の生活保障としての社会保障制度や医療制度および教育制度などは、制度という点に関する限りでは、すでにいくつかの面で福祉国家と呼ばれている国々に並びうるだけの展開を見出すことができるだろう¹⁾。しかしながら、日本国憲法第25条第2項に明記されているように、以上

の諸制度の展開は、そのまま社会福祉制度の展開と考えるわけにはいかないだろう²⁾。

いま、一般的福祉論理の展開過程を、タテに普遍主義的(universalistic)か特殊主義的(particularistic)かの価値体系の軸を、そしてヨコに限定的(specific)か無限定的(diffuse)かの処遇方法の軸をそれぞれ直角に交差させてできる4つの位相を中心、社会全体的レベルにおいて論じてみると、それは下図のごとくIの位相からGの位相へ、そしてGの位相からAの位相へ、そしてさらにAの位相からLの位相へと展開することになるだろう。各位相の福祉論理は、Iの位相が統合、Gの位相が政治、Aの位相が経済、そしてLの位相がいわゆる狭義の福祉をそれぞれ表わしている。具体的には、Iの位相

一般的福祉論理の展開図式



は相互扶助と慈善事業の展開を、Gの位相は救貧事業と博愛事業の展開を、Aの位相は社会保障を中心とする福祉国家の展開を、そしてLの位相は一般的福祉論理の最終段階としての福祉社会の展開を位置づけることができるだろう。

わが国の現状は、前述のように制度という点では社会保障制度や医療制度および教育制度などがおおむねAの位相まで展開してきたものとして位置づけられる。ただし、わが国の狭義の社会福祉論理は、社会福祉事業法第3条の規定などにも見出されるように、対象者を一部の特

1) 本稿でいう一般的福祉（政策あるいは論理）とは、狭義の社会福祉はもちろんのこと、社会保障、医療、教育、職業安定、公衆衛生などを含む広義のものをさす。

2) 憲法第25条第2項には、社会福祉を社会保障や公衆衛生などとは異なる別ものとして規定している。

定の個人に限定しているという意味で部分的に G の位相と A の位相の双方にまたがった形をとっている。救貧事業や博愛事業の論理を部分的に内包するような論理のなかでの量的な高福祉政策は、経済システムや教育システムをはじめとする社会福祉にとっての外的システムとの連動がみられず、ときに高景気につられて量的拡大を見たとしても、不況時においてはそれこそ期待される福祉政策が逆に縮少されてしまうという結果になるだろう。

一般的政策の残基を社会福祉の政策として位置づける福祉論理は、福祉国家の論理ではないことをまずもって認識する必要がある³⁾。

しかば、福祉国家の一般的福祉論理とは一体何だろうか。それはまず市場メカニズムの統制である。たとえば、かつて保護の名のもとに児童や婦人にたいして実施されたように老人や障害者にたいする労働力需要の調整が必要である。それは保護という美名の隔離ではなく積極的な雇用の提供（労働政策）である。さらに老人や障害者にたいする教育政策の拡充も不可欠である。これらは個人の基本的人権を守るために国家の政策であり、より具体的には国民の基本的な生活上の要求に対応する各種のサービスを全国民に平等に利用させることを権利として国家が保障することである。

わが国の一般的福祉論理は、前述のように部分的にはすでにかかる段階に位置づけられるだろう。しかるに、価値体系においては普遍主義的であり、処遇方法においては限定的である A の位相の福祉論理は、結局のところ平均化された画一的方法で万人に共通する基本的人権を保障するが、あくまでも一方的。限定的処遇方法であって、各個人の生活主体者としての要求と生活条件とを個別的。無限定的に配慮するサービスを欠いている。M. P. ホールによれば、「福祉国家とは、コミュニティが国家の活動を通じて、社会のすべての成員をして最低限の健康、経済的安定、および文化的生活を可能にさせるような手段を提供する責任を負うとともに

社会成員の能力に応じて社会的。文化的遺産を享受させる責任をもひきうけるような国家」である⁴⁾。ここにはシーボーム委員会の提案する「社会福祉サービスの権威と資源性と効果を規定する基盤である」コミュニティが認識されている。そして、その根拠は、委員会によると、「社会福祉サービスの受益者であると同時に提供者でもあるという実践的根拠、ならびに社会福祉サービスが個人、家族、集団のもつ社会的関係を取り扱うためにはコミュニティへの志向が不可欠だから」である⁵⁾。当為概念としての「コミュニティ」が実体として確立した社会こそ、本稿において提示された一般的福祉論理の展開図式のなかでの最終段階である L の位相、すなわち「福祉社会」ということになるだろう。

2. 現代の地域社会状況

さて、わが国における産業化は、生産過程における労働力の集中、消費過程における商品の多様化、および流通過程における流通手段としての財産形態の動態化をとおして、それぞれ人口の地理的移動、職業的移動および地位的移動といった社会的移動をもたらした。それは主として人口の都市集中と都市的生活様式の拡大という、いわゆる都市化と相まって伝統的な同族的構造をもつ親族組織と個我の埋没した封建的な社会関係の融合体としてのムラ的地域社会をじょじょに解体せしめていった。こうしたムラ的地域社会においては、すべての成員が同一の慣習の束に従属せしめられており、その土地に隣人と共に住を定め、生活の諸側面を共にしていた。そこでは人びとの生活が地域性と共同性という点でまさに結合していた。

かつて Sollen ではなく Sein を問題にしてきた多くの社会学者たちは、ここにコミュニティを見出した⁶⁾。しかしコミュニティはいまや

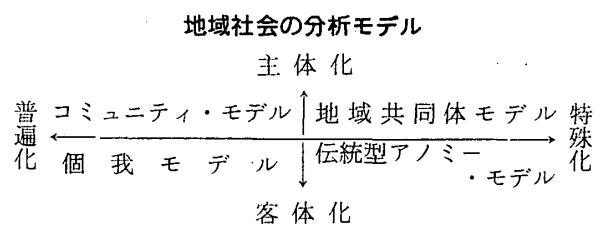
4) M. P. Hall, *The Social Services of Modern England*, Routledge & K. P., 1952, p. 303.

5) F. Seebohm (Chairman), *Report of the Committee on Local Authority and Allied Personal Social Services*, Cmnd. 3703. H. M. S. O., 1968, p. 147.

6) たとえば、R. M. MacIver, *Community: a sociological Study*, Macmillan, 1917 (中・松本共訳『コミュニティ』ミネルヴァ書房、昭和51年) など。

3) ここでいう一般的政策とは、狭義の社会福祉以外の政策、たとえば教育政策、医療政策、労働政策などを意味する。

地域社会のもつ種々な今日的課題に答えようとする社会学者たちによって Sein としてではなく Sollen として、すなわち當為概念として再提起されてきている⁷⁾。たとえば、コミュニティ形成の論理を展開する社会学者の一人である奥田道大は、行動体系における主体化と客体化および意識体系における普遍化と特殊化の2つの軸を交差させて地域社会の分析枠組の図式化を試み、下図のようにコミュニティ・モデルを行動体系における主体化と意識体系における普遍化の極においてとらえている⁸⁾。このコミュニティ・モデルでは、ムラ的地域社会の特徴であった個我の埋没と封建的社会関係を打破して権利意識に芽生えた個我の主体的な確立があり、住民相互の民主的な連帯が生活の共同を保障しており、住民が共に同じ地域に住むという同一性の感情を保持している。そして老人や児童や



障害者たちは、そこで種々なコミュニティ・ケア・サービスを受けると同時に、コミュニティの一員としてコミュニティにたいして最大限に貢献することが期待されている。福祉国家はたしかに「ゆりかごから墓場まで」の生活の最低基準 (minimum standard) を保障してくれるが、福祉社会はコミュニティの確立によってその最適基準 (optimum standard) を共同で保障しあうのである。

しかしに、わが国の地域社会の現状はいかなる状態にあるのだろうか。産業化による社会的移動の一つである人口の地理的移動は都市への人口集中ならびに離村をもたらし、都市の過密

- 7) たとえば、M. G. Ross, *Community Organization: theory, principles, and practice*, Harper & Row, 1967 (岡村重夫訳『コミュニティ・オーガニゼーション』全社協、昭和43年) など。
 8) 奥田道大「コミュニティ形成の論理と住民意識」磯村ほか編『都市形成の論理と住民』東大出版、昭和46年, p. 138.

化と農村の過疎化をもたらした。また一定の地域内での職業的移動や地位的移動は地域内の社会的軋轢にあって極めてむずかしく、たとえ産業化にともなう競争社会に順応して職業的移動や地位的移動が生じることになったとしても、それは地理的移動をともなわずに不可能に近い。そこで、産業化は人びとを脱地域的行動にかりたうことになる。かくして、地域社会は連帯の場であるよりもむしろ競争の場となり、生活の地域性と共同性は解体し、互いに生活上の欲求不満とエゴイズムだけが顕在化することになる。たとえば、「この土地にはたまたま生活しているが、別に関心も愛着もない。地元の熱心な人たちが地域をよくしてくれるだろう」という無関心型の意識や、または「この土地に生活することになったからには自分の生活上の不満や要求を市政その他に反映し、当局の責任を追及していくのは当然の権利である」という権利追求型の意識などがその典型的なものとして登場してくるだろう。

ここでは人びとはその地域社会を定住の場として選択してはおらず、地域社会にたいするコミットメントは欠如している。競争志向的であり、上向志向的である人びとの意識は競争に打ち勝ち、上向するにつれて移住していく。そして移住することによって地位的移動（階層的移動）を行なうことになる。その限りにおいてコミュニティとして共に同一性の感情も共属の感情もなく、地域社会は単なる行政的範域でしかなく、社会福祉サービスは受益者を地域社会から隔離することと認識されるか、または単なる行政の一方的提供と認識され、住民は自らをそのための圧力団体と認識してしまうのである。このことはそのまま普遍主義的な価値体系の欠如しているところには、いわゆる地域的エゴイズムが台頭することを意味しているだろう。養護施設や老人ホームの設立に地域ぐるみの反対運動が起きるのが現代の地域社会状況の典型であるといえるだろう。

3. コミュニティ形成の必然性

ところで、産業化にもとづく人口の地理的移動など、社会的移動によって伝統的な同族的構

造をもつ親族組織が解体し、親族体系における同族的な構造的偏向には正が生じると、生活単位たる家族は、親族組織から解放されることになる。こうした家族の親族組織からの解放は、結果として家族に次のような構造的・機能的変化をもたらすことになった。すなわち、まず構造的变化としては、定位家族 (family of orientation)からの生殖家族(family of procreation)の自律が核家族をして親族組織の構成単位たらしめることによって、また社会体系の一つの下位体系たらしめることによって、そのまま生活の単位となることになった。このことは従来のように親族組織による庇護なしに核家族が資本主義社会の荒波に単独で出立することを意味している。

次に、機能的变化としては、上述のいわゆる核家族化にともなった家族機能の喪失あるいは縮少化とともに、社会体系の一下位体系となった核家族の機能的な専門化が生じることとなった。従来、親族組織やムラ的地域社会に構造的・機能的に依存してきた家族は、いまや社会にたいして機能的に直接的依存をよぎなくされることになったのである。かくして、今日の老人の扶養問題や児童の保育問題ならびに障害者の更生問題などを考えるとき、個々の家族にその解決の機能を負わせることはすでに不可能である。否、そうすることはむしろ犯罪的であるとさえいえるだろう。それは、まず国家にたいしては基本的人権としての教育や医療や年金などの最低限の生活保障を含むものとしての社会保障的機能を、地域社会にたいしては老人、児童、および障害者の保護、育成、ならびに更生などのコミュニティ・ケアを中心とする社会福祉的機能を、そして近親にたいしては情愛の授受としての情緒的機能をそれぞれ有機的連帶的に期待することが歴史的必然であるだろう。現代家族にとって社会保障制度を完備した福祉国家と、社会生活における連帶意識の形成されたコミュニティと、そして対等な関係で情愛を授受しあうキンドレッドとは、それぞれ必然的に不可欠な存在なのである。

普遍主義的な価値体系を有し、個我の主体的確立が存し、そのうえでお住民相互の連帶意

識の樹立されたコミュニティの形成の必然性は、実は現代の家族の変動としての核家族化にまさに対応しているものといえるだろう。核家族化は老人の扶養問題や児童の保育問題のような種々な社会問題と関連しており、またこれらは確かに核家族化にともなって生起してきた社会問題である。しかしながら、核家族化がこれらの社会問題を生起せしめている根元では決してない。核家族化に対応したコミュニティ形成の立ち遅れ、ことにコミュニティ・レベルでの家族福祉サービスの立ち遅れこそが、それらを生起せしめている最大の原因であるというべきだろう。すなわち、核家族は加害者ではなく、まさに被害者なのである。コミュニティの形成とそれを基盤とした家族福祉制度の確立は、現代の核家族化の過程における歴史的・必然的要請であるということができるだろう。核家族化に諸悪の根元を求める論法は、問題の本質をあいまいにしてしまう結果になるだけでなく、それは実に決定的な誤謬であることが強調されねばならない⁹⁾。

家族福祉サービスの存しないままの核家族化社会を考えることは、まったく不可能である。核家族化社会は、そのまま福祉社会でなくてはならないのである。保育問題のための児童福祉サービスや老人扶養問題のための老人福祉サービスなどといった家族福祉サービスの対応があってはじめて核家族化社会が存立しうるのである。そしてまた、かかる家族福祉サービスは、コミュニティ・レベルでのみ可能であって、コミュニティ形成のないところには家族福祉サービスは存在しないのである。児童を、老人を、そして障害者を共にコミュニティのメンバーとして認識するところにはじめて家族福祉の論理が成立するのである。コミュニティ・ケア・サービスとは、そのまま核家族化に対応した家族福祉サービスであるといって決して過言ではないだろう。

9) マス・コミにおいては、その取りあげられる社会問題、たとえば老人の孤独な死やコインロッカーでの嬰児殺しなどは、核家族化が一つの重要な原因であるとして説明されるのが通例である。

4. コミュニティ形成の条件

コミュニティ形成の必然性は、上述のように現代における家族変動としての核家族化に対応している。核家族化は、またコミュニティ・ケア・サービスとしての老人福祉や児童福祉などを中心とする家族福祉サービスを不可欠としている。そして、かかる家族福祉サービスは地域福祉体系の基礎をなすものである。コミュニティ形成とは、したがって地域福祉体系の確立をもって完成することになる。しかしながら、コミュニティ形成は、不断の活動体系である。すなわち、それは住民の主体的参加による運動を不可欠としている。国民生活センターの最近の著書では、コミュニティ形成の諸条件として地域、住民、および運動の3つの条件を指摘している¹⁰⁾。それは、かつてR. M. マッキーバーがコミュニティの基礎として地域性 (locality) と地域社会感情 (community sentiment) の2つを重視したのに比して¹¹⁾、歴史的背景を考慮することによって運動のもつ現代的な重要性を強調している。

また松原治郎は、コミュニティをコミュニティたらしめる要件について論じて、次の4つを指摘している¹²⁾。すなわち、それは、第1に地理的規定として、同一地域に生活している人びとの集群であること、第2に相互作用的規定として、その人びとの生活上に何らかの相互関連がみられること、第3に施設的規定として、その生活上の相互関係行動を一定地域の範囲内で果たさしめているところの生活環境施設の体系であること、そして第4に態度的規定として、この人びとが持つであろう生活利害の共通という合意ないし行動の共通を生み出す可能性の体

系であること、である。松原は、このうち第1と第2の規定はコミュニティ概念の定義づけの古いやり方であり、最近ではむしろ第3と第4の規定が重視されるようになってきていると述べている。このことは地域性の問題よりも、むしろ意識や態度の問題がより重視されるようになってきたことを意味しており、さらにこのことはコミュニティ成立の条件にコミュニティ形成ならびに維持をめざした運動としてのコミュニティ意識やコミュニティ同一性の確立の要件が重視されるようになってきたことを意味している。すなわち、ここでは環境にたいしてただ単に自然的順応の形をとるのではなく、環境条件にたいしてあくまでも状況変革志向的に主体的態度で対応するところの「個我の社会化」が基本的に期待されているのである。

さて問題は、こうした運動の基礎となる個我の社会化がいかにして可能かということであろう。コミュニティ形成の条件は、コミュニティそのものが当為的な価値志向的概念であるかぎり、ただ単に価値中立的な用語としての地域とか、住民とか、感情とか、意識とか、または運動とかといったようなことばで説明されるだけでは何ひとつ具体的理解は得られないだろう。期待されるコミュニティ形成の条件についての説明とは、むしろどのような感情や意識をもって、どのような運動をする住民かということについての説明でなくてはならないだろう。そしてさらに加えて、かかる特徴を示す住民はどのようにして育成されるかについての説明が要求されるだろう。

ところで、コミュニティ形成の条件のなかで社会化された個我の存在、すなわち個我の社会化の不可欠性については誰ひとりとして否定するものはいない。それは個我の社会化こそ、コミュニティ形成の最重要件であるからである。しかしながら、この点で既存の著述のほとんどにおいて、次のことに関する認識は極めて薄弱である。すなわち、それはコミュニティ形成の条件のうち最重要件であるこの個我の社会化が、実は現代の家族変動としてのいわゆる核家族化、ただしくは夫婦家族制化 (institutionalization of the conjugal family) をその基礎にしてい

10) 国民生活センター編『現代日本のコミュニティ』川島書店、昭和50年、pp. 6—10.

11) R. M. MacIver & C. H. Page, *Society: An Introductory Analysis*, 1949, pp. 7—11.(若林・武内共訳「コミュニティと地域社会感情」『現代のエスプリ・コミュニティ』No. 68, 至文堂, 昭和48年, pp. 22—25.)

12) 松原治郎「コミュニティの今日的意味」『現代のエスプリ・コミュニティ』No. 68, 至文堂, 昭和48年, pp. 5—21.

るということである。著述の多くにおいては、かかる家族変動がむしろネガティヴに認識されているのが通例である。核家族化が家族福祉を不可欠とし、家族福祉がコミュニティ形成を不可欠とするという社会的事実が正しく認識されるかぎり、家族変動としての夫婦家族制化は、とうぜんポジティヴに認識されるべき現象であるといえるだろう。

核家族化が夫婦家族制を制度化させることになれば、核家族と核家族とのあいだには従来のような権威主義的な家父長制的な制度的歪曲は解消され、生殖家族は定位家族から独立することになる。そして、夫も妻もそれぞれの定位家族から人格的に完全に独立することによってのみ自らの生殖家族を形成ならびに発達させることになる。また夫と妻は、ともに父および母として自らの子どもを同様に人格的に完全に独立させ、親としての権威から解放されることによって自らの夫婦家族を一代かぎりで完結していくことになる。こうしたことは家族それ自体の概念規定を従来のような血縁的集団と規定するのではなく、まさに「脱血縁的集団」と規定することを要求しているだろう¹³⁾。そして、脱血縁的集団として規定される家族は、血縁の壁を打ち破り、社会化された個我を生み出す礎となるだろう。血縁を乗り越え、社会化されることによってはじめて個我は、新しいコミュニティを形成することになるのである。血縁を乗り越えることなく血縁と地縁とがそのまま結合して

しまっているところにコミュニティは成立しないのである。

5. 結 語

コミュニティ形成の条件として指摘される個我の社会化は、まず家族関係における脱血縁の原理の定着を不可欠としているだろう。社会関係において血縁的結合を優先する血縁の原理の解消されていないところにコミュニティは成立しないのである。脱血縁の原理は、血縁を乗り越え、個我の社会化を達成し、そのうえで人と人との連帶性を生ぜしめる基本的な人間関係の原理である。かかる原理を否定することによって新しいコミュニティを形成することは不可能である。なぜなら、それは子どもの保育や老人の扶養などを血縁を乗り越えたところでコミュニティのメンバーが共同の責務として互いに連帯して解決するところにこそコミュニティが成立するからである。コミュニティ形成の条件としての個我の社会化は、まさにこの脱血縁の原理の定着にまずかかっているだろう。そして、この脱血縁の原理は、現代家族変動としての核家族化をとおしての夫婦家族制の制度化に多くを依存しているといえるだろう。コミュニティ形成は、したがって極めて基礎的レベルにおいて現代家族変動をどのように把え、どのように方向づけるかによって、その可能性を大きく左右されることになるといえるだろう。

13) 家族を血縁的集団と規定することは従来の社会学では常識である。「家族」『社会学辞典』有斐閣、昭和28年、p. 95.